

佐賀県特別高圧電気料金高騰緊急対策補助金 Q&A（よくあるお問合せ）（令和8年7月～9月分）

質問		回答																				
1.概要																						
1-1	佐賀県特別高圧電気料金高騰緊急対策補助金（以下、「特別高圧高騰補助金」という。）の概要を教えてください。	電気料金の高騰に伴い、国が実施している「電気・ガス激変緩和対策事業」の対象外となっている特別高圧で受電する企業等の負担を軽減するものです。																				
2.対象者について																						
2-1	どのような事業者が対象ですか。	県内で受電する特別高圧に関し、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結し、電気料金を負担している企業等（国及び地方公共団体（公営企業を含む）は除く。）が対象です。																				
2-2	補助金額はいくらですか。	令和8年7月から9月までの期間において特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量（証拠書類によって使用量が確認できるものに限る。）の各期間の累計に補助単価を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）が補助金額です。 補助単価及び補助上限額は以下のとおりです。 <table><tr><th>区分</th><th>期間</th><th>補助単価</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td rowspan="3">中小企業</td><td>令和8年7月</td><td>1. 8 円/kWh</td><td rowspan="3">—</td></tr><tr><td>令和8年8月</td><td>2. 3 円/kWh</td></tr><tr><td>令和8年9月</td><td>1. 8 円/kWh</td></tr><tr><td rowspan="3">大企業等</td><td>令和8年7月</td><td>0. 9 円/kWh</td><td rowspan="3">通算で 7千万円</td></tr><tr><td>令和8年8月</td><td>1. 2 円/kWh</td></tr><tr><td>令和8年9月</td><td>0. 9 円/kWh</td></tr></table>	区分	期間	補助単価	補助上限額	中小企業	令和8年7月	1. 8 円/kWh	—	令和8年8月	2. 3 円/kWh	令和8年9月	1. 8 円/kWh	大企業等	令和8年7月	0. 9 円/kWh	通算で 7千万円	令和8年8月	1. 2 円/kWh	令和8年9月	0. 9 円/kWh
区分	期間	補助単価	補助上限額																			
中小企業	令和8年7月	1. 8 円/kWh	—																			
	令和8年8月	2. 3 円/kWh																				
	令和8年9月	1. 8 円/kWh																				
大企業等	令和8年7月	0. 9 円/kWh	通算で 7千万円																			
	令和8年8月	1. 2 円/kWh																				
	令和8年9月	0. 9 円/kWh																				
2-3	「中小企業」「大企業等」はどのように判断すればよいですか。	・「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するものを指します。 <table><tr><th rowspan="2">業種</th><th colspan="2">中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）</th></tr><tr><th>資本金の額又は出資の総額</th><th>常時使用する従業員の数</th></tr><tr><td>製造業、建設業、運輸業、その他の業種</td><td>3 億円以下</td><td>300 人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1 億円以下</td><td>100 人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000 万円以下</td><td>100 人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000 万円以下</td><td>50 人以下</td></tr></table> ただし、次のいずれかに該当するものは中小企業とみなしません。 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 また、「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するものを指します。 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会 ・「大企業等」とは、上記（ただし書きア、イ及びウを除く。）に該当しないものを言います。	業種	中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下	卸売業	1 億円以下	100 人以下	サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	小売業	5,000 万円以下	50 人以下			
業種	中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）																					
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																				
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下																				
卸売業	1 億円以下	100 人以下																				
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下																				
小売業	5,000 万円以下	50 人以下																				
2-4	中小企業基本法における「会社」とは、どのようなものですか。	会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）を指します。 また、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっている士業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）は、「会社」の範囲に含みます。																				
2-5	「大企業等」にはどのようなものが含まれますか。	独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人が含まれます。																				
2-6	発電事業者は対象ですか。	対象です。なお、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結していない会社（電力会社）は対象外です。																				
2-7	複数の事業所を運営している場合、どのように申請すればよいですか。	事業所ごとではなく、1企業あたり1申請となります。																				
2-8	特別高圧の契約企業と電気料金の支払企業が異なる場合、申請者はどちらになりますか。	このような場合、事前にご相談ください。契約企業と支払企業が異なる場合、基本的に電気料金を負担している支払企業が申請者になります。 この場合は、支払企業が中小企業か大企業等かで補助単価を決定します。																				
2-9	本社は佐賀県内で、特別高圧受電施設が佐賀県外にある場合は、対象ですか。	対象外です。																				

質問		回答
2-10	本社は佐賀県外で、特別高圧受電施設が佐賀県内にある場合は、対象ですか。	対象です。
3.契約形態について		
3-1	特別高圧受電契約とは、どのような契約を指しますか。	供給電圧が20,000V以上で電気を受電している契約を指します。
3-2	特別高圧受電契約の相手方である小売電気事業者に、指定はありますか。	契約先の指定はありません。
4.申請について		
4-1	検針日がR8.7.31の分(電力使用量算定対象期間R8.6.30～R8.7.30)は対象ですか。	検針日が8月～10月のものが対象です。 電力使用量算定対象期間に7月分の電力使用量が含まれるものであっても、検針日が8月～10月以外であればその分は対象外です。 なお、検針日がR8.10.31の分(電力使用量算定対象期間R8.9.30～10.30)には10月分の電力使用量が含まれますが、この分を日割り計算等により除外する必要はありません。
4-2	電力使用量の記入はどのようにすればよいですか。	小数点以下は切り捨てて記入してください。
4-3	添付書類の「履歴事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行されたPDFデータをもって代えることは可能ですか。	可能です。
4-4	添付資料の「電力使用量が確認できる書類」とはどのような書類ですか。	小売電気事業者が発行した請求書、領収書、検針票や「電気料金のお知らせ」等を指します。 また、小売電気事業者が提供しているWebサービスで電力使用量が分かる場合は、当該ページの写しても構いません。 紛失した場合は、小売電気事業者に問い合わせの上、電力使用量が確認できる資料の再発行等を依頼してください。 なお、請求書等に、過去の使用実績が一覧で記載され、補助対象期間の月ごとの電力使用量が確認できる場合は、補助対象期間すべての月ごとの請求書等をご提出いただく必要はありません。
4-5	申請書類を普通郵便で郵送してよいですか。	受け取り確認ができる簡易書留又はレターパックプラスでの郵送をお願いします。
4-6	申請書類を持参してよいですか。	持参も可能です。この場合は、事前にご連絡ください。
4-7	申請書類をメールで提出してもよいですか。	申請書類一式をメールで提出することも可能です。ただし、様式3の誓約書については、自筆が必要であるため、原本を別途郵送いただくことが必要です。
4-8	申請者と補助金の振込先の口座名義人が異なる場合はどのようなになりますか。	交付申請者の口座への支払いが原則ですが、例えば親会社と子会社との間での取り決めなど、ご事情がある場合、申請者と異なる口座名義人への支払も可能です。この場合、補助金受領の権限を、申請者(委任者)から振込先の口座名義人(受任者)へ委任したことがわかる「委任状」(押印不要)を別途ご提出ください。
4-9	振込先の口座が当座預金のため通帳がなく、写しを提出できない場合はどうすればよいですか。	当座勘定照合票やインターネット上で確認できる「お客様情報照会」等を画面印刷したものをご提出ください。 その際、取引内容等の口座関係以外の情報は見えないよう加工してください。
4-10	様式3の代表者氏名には誰を記入すればよいですか。	申請者(様式1「企業等情報」に記載の者)を記載してください。 なお、代表者(申請者)の自署が難しい場合は、申請責任者が代表者に代わり自署を行うことができます。 この場合は、記入者氏名にも申請責任者が自署を行ってください。
4-11	月ごとに分割して申請してもよいですか。	一括で申請してください。

質問		回答
5.テナント関係について		
5-1	大型商業施設等の特別高圧受電施設に入居し、電気料金を負担するテナント事業者がある場合、どのようになりますか。	特別高圧の電気料金の一部を負担するテナント事業者がある場合は、その負担等に応じ事業者へ還元することを要件とします。 テナント事業者を有する企業等用の交付要綱及び公募要領をご確認ください。
5-2	特別高圧受電施設と、テナント事業者の間の契約は特別高圧である必要がありますか。	小売電気事業者等と特別高圧受電施設間の契約が特別高圧の電力需給契約であれば、特別高圧受電施設とテナント事業者間の契約内容（電気料金の負担や低圧・高圧での需給要件等）は問いません。
5-3	交付申請までに還元措置を完了させる必要がありますか。	交付申請までに還元措置を完了させる必要はありませんが、交付決定日から3か月以内又は補助金が交付された日の属する年度の3月15日までのいずれか早い日までに還元措置を完了していただく必要があります。 交付申請時に還元措置が完了していなかった場合は、還元措置後、還元状況等を修正した様式2-2を再度ご提出ください。
5-4	還元措置の方法は指定されていますか。	指定していません。 特別高圧受電施設においては、テナント事業者と協議を行い、還元方法、還元時期、金額等について同意を得るようにしてください。 ※「同意書」のサンプルは佐賀県HPに掲載しています。
5-5	交付申請額が補助上限額に達する場合、テナント事業者への還元額はどのように算出すればよいですか。	交付申請者及びテナント事業者の補助相当額の割合に応じ、交付申請額を案分する等、不平等が生じないように算出してください。
5-6	子メーター等がなく、テナント毎の電力使用量が判明しないような場合は、どのように申請すればよいですか。	店舗面積案分など、客観的事実に基づいて合理的に説明できる方法により算出してください。
5-7	子メーター等がなく、テナント毎の電力使用量を1㎡あたりの単価に基づき算出しており、その単価に電気料金の高騰の影響を反映させていない場合、還元措置する必要はありますか。	テナント事業者が電気料金の高騰の影響を受けていない場合は、還元措置する必要はありません。 この場合は、単価に電気料金の高騰の影響を反映させていないことがわかる資料を添付してください。
5-8	本補助金の対象期間中に閉店したテナント事業者は対象ですか。	対象です。
5-9	本補助金の対象期間中に開店したテナント事業者は対象ですか。	対象です。 ただし、電力使用量がゼロになる月については対象外です。
5-10	本補助金の対象期間中にテナント事業者が交代した場合は対象ですか。	交代前と交代後、それぞれのテナント事業者が対象事業者に該当する場合は対象です。 なお、同意書は交代前と交代後それぞれのテナント事業者と取り交わす必要があります。
5-11	テナント事業者が直接申請することはできますか。	テナント事業者が補助金を申請することはできません。特別高圧受電施設にて各テナント事業者の電力使用量を取りまとめのうえ、申請してください。
5-12	廃業等によりテナント事業者に還元措置することが難しい場合はどのようにすればよいですか。	本補助金のお問い合わせ先に連絡のうえ、返納の手続きを行ってください。
5-13	前回（令和8年1月～3月分）の交付申請時に、テナント事業者と協議を行い、還元方法等の同意を得ている場合、今回の申請にあたり、再度同意を得る必要はありますか。	還元時期や金額について、再度同意を得る必要があります。